



2025

鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則書

コンセプト

◆鈴鹿サンデーロードレース

鈴鹿サンデーロードレースは、全日本ロードレース選手権へつながる競技志向の強いレースです。年間シリーズチャンピオンを懸けてステップアップを目指すビギナー、継続的にレースを楽しむライダーが競っています。

2025年 規則書の主な変更/注意点

■ 共通事項

- ・【重要】旧MFJ公認マーク（レーシングスーツ/ヘルメット）の使用期限は2026年12月31日までです。詳細はMFJ国内競技規則をご確認ください。
- ・【重要】エアバッグ式プロテクション 2025年からの全年齢義務化見送り
MFJの公示、また供給およびメンテナンス体制が整わない状況を鑑み、2025年からの全ライダー装着義務化を見送りいたします。
ただし、2026年1月1日より、エアバッグ装着義務対象年齢を“30歳以下および50歳以上”へ拡大いたします。
※2025年は引き続き“22歳以下および55歳以上”を装着義務対象とします。(2024年予告事項)
- ・エントリー期間後のピットクルー追加を認めます。

■ 鈴鹿サンデーロードレース

- ・【重要】ナショナルST1000クラスにおける、2019年までにMFJ公認車両に登録された2019年モデルまでの公認車両に限りJSB1000仕様での参加が認められる暫定処置の期限は2025年度までです。
- ・2025年よりJP250 指定ワンメイクタイヤが「KR410」(フロント:110/70R17 リア:140/70R17)に変更されます。ただし、2025年に限りα13-SP(F・Rともに)を使用することができます。詳細はMFJ国内競技規則をご確認ください。

※暫定版からの変更点は青字で表記いたします。

競技参加にあたって

●競技車両の整備について

競技車両の整備不良による、パーツやカメラ（申請必要）の落下・オイル漏れの発生などが相次いでおり、競技の安全性を脅かす事例が多発しています。競技中のマシントラブルはトラブルを起こしたライダーばかりでなく、後続のライダーの転倒・負傷を招く危険性があり、安全な競技運営の妨げとなります。以下の事例を参考のうえ、走行前に今一度、マシンのチェックを行ない、完全に整備された状態の競技車両でレースに臨んでください。

事例1. スイングアームピボットナットが緩みにより脱落。後続車のウインドスクリーンを貫通。

ライダーに幸い負傷はなかったが、ヘルメットに直撃した場合は極めて危険な事例。

事例2. 取り付けナットの緩みにより、サイレンサーが脱落。後続車の妨げとなった。※

事例3. ボルト+タイラップで固定していたフロントフェンダーのタイラップ固定部が緩みガタつきが発生。

走行中の風圧により、固定部が破損しフロントフェンダーが脱落。西ストレート コース中央に落下した。※

事例4. カムチェーンテンショナーのボルト緩みによりボルトが脱落。

オイル漏れ発生の原因となり、後続車が転倒し、赤旗中断となった。※

事例5. 走行中ラジエターホースが外れ、ラジエター液をコース上にまいた。

それに乗った後続車が次々と転倒した。※

事例6. 走行中ブレーキレバーが脱落した。※

事例7. カメラの2次落下防止が不完全で脱落した※

※印のある事例は鈴鹿サンデーロードレース、FUN&RUN! 2-Wheelsで実際に発生した事例です。

●黄旗区間について

黄旗区間における事故が相次いでいます。黄旗は「前方に危険がある」「減速せよ」の意味を表すフラッグです。（「追越禁止」はあくまでも、安全を確保するために副次的に義務付けられることであり、黄旗は「追越禁止」だけを意味するフラッグではありません。）黄旗が掲示されている区間では転倒ライダーおよび車両等が存在し、またそれを救助・撤去するオフィシャルが活動を行っています。黄旗は参加ライダー（転倒者・走行者ともに）とオフィシャルの安全を守るために掲示されるものです。「黄旗を見ていなかった」「追い越しにはならないので減速しなかった」と考えているライダーがいる状況では、転倒ライダーの救助、マシン/落下物の撤去を安全に行なう事が出来ません。黄旗区間で追い越しをする（レース状態を継続する）、転倒する、二次事故を引き起こすなどは、あってはならない事であり、重大な規則違反です。今一度フラッグの重要性を認識してください。

●レース終了後の再車検について

鈴鹿サンデーロードレースにおいて、決勝レース終了後の再車検にて入賞車両に対して、エンジン分解検査を実施いたしましたが、一部参加者が分解検査を拒否するという事態が発生し、当該参加者に対して失格を宣告いたしました。レース終了後再車検のエンジン分解に応じる義務は、MFJ国内競技規則書にも記載された競技参加者の義務であり、各種競技規則は公平性を維持するために規定されているものであり、遵守いただけない方は競技に参加いただけません。各参加者は競技参加にあたっての義務を理解し、競技の公平性を守るため各自の参加義務を果たしてください。

<レース映像使用ガイドライン>

鈴鹿サーキットでは、映像著作権や肖像権の観点から、レース映像（車載カメラ映像等）を動画共有サイトやSNSへのアップロードを禁止させていただいておりました。しかしながら、鈴鹿サーキットの2輪ロードレースに関わる皆様により多くの楽しみをご提供する環境を整えるため、新たにレース映像使用ガイドラインを設定いたしました。皆様が楽しくレースを楽しんでいただくため、適切な映像利用にご協力をお願いいたします。

1.レース映像の対象

車載カメラ映像およびピット・パドックで撮影した映像

2.利用範囲

個人アカウント（ライダー個人で運営しているアカウント）での動画共有サイトおよびSNS動画掲載

3.禁止事項

以下に該当する場合、鈴鹿サーキットより掲載削除を要請する場合があります。

その場合、アカウント保有者は要請に従うこと。

- ①企業・団体アカウントでの動画共有サイトおよびSNS動画掲載
- ②広告宣伝活動等
- ③レース競技判定等
- ④他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為
- ⑤その他、鈴鹿サーキットが禁止事項と認める場合

4.注意事項

- ①第三者のプライバシーに十分な配慮をすること。
- ②動画掲載により生じた、あらゆる問題は当事者間で解決すること。
- ③車載カメラの取り付け方法は規則に準拠すること。
- ④企業・団体アカウントでの動画掲載や広告宣伝活動を行う場合は、有償にてご使用いただけます。
鈴鹿サーキットHP内 お問い合わせページにて申請してください。
- ⑤本ガイドラインは、鈴鹿サーキットの判断にて予告なく変更・改訂をさせていただく場合があります。
予めご了承ください。

鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則書

目次

コンセプト

2025年 規則書の変更点

競技参加にあたって

第1章 基本事項 P7

鈴鹿サンデーロードレース特別規則書

第1章 鈴鹿サンデーロードレース P24

鈴鹿サンデーロードレース車両規定

第1章 鈴鹿サンデーロードレース車両規定

JSB1000、ST1000、ST600 P30

J-GP3 P30

JP250 P30

CBR250R Dream Cup/CBR250RR Dream Cup P30

○もてぎ・鈴鹿共済会保険金（MS共済会） P31

○もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ P33

○2輪エアバッグ機能付きウェア普及促進策（割引制度）について P34

公示

鈴鹿サーキットの競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)公認のもとに国際スポーツ憲章・競技規則に基づいた2025MFJ国内競技規則および、各競技会特別規則に基づいて開催される。また、以下に定める規則は鈴鹿サンデーロードレースの基本となる規則である。各競技会の規則については本規則を満たした上、各競技会の特別規則を満たすことが条件となる。

第1章 基本事項

第1条 大会役員

公式プログラムにて公示する。

第2条 参加申込

- ～1) 下記URLより各大会の申込期間（エントリー期間）内に参加申込（エントリー）を行うこと。
参加申込はWEB申込（WEBエントリーフォーム）のみとする。書面による参加申込は不可とする。

【エントリーシステム】 **モタスポ.net**

【エントリーアドレス】 <https://www1.ms-event.net/szkweb/>



また、エントリー期間を過ぎての追加申込については、**レイトエントリー期間(エントリー期間終了後、5日間)**を設定し、事務局が認めた場合にのみ受理する。追加料金として**5,500円(税込)**を徴収する。**レイトエントリー期間を過ぎてのエントリーは如何なる理由でも認めない。**

- ～2) **未成年者（18才未満）のライダー**

参加1戦目の大会で下記①～③を、参加2戦目以降は、③のみを提出しなければならない。

① **未成年者競技会出場誓約書・承諾書**

② **親権者または保護者の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）**

③ **参加大会の誓約書・承諾書**

※各種誓約書・承諾書へは、ライダー本人の署名、および親権者または保護者の署名・実印の押印が必要となる。

※印鑑証明書は、未成年者競技会出場誓約書・承諾書に記載の対象競技会のみ有効となる。

- ～3) 上記の～1)、～2)の項目を満たせない者は、競技に参加することはできない。
～4) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
～5) **モタスポ.netでの参加申込時、参加申込代表者の項目に登録した者を「参加代表者」とする。**
～6) 参加申込後のキャンセル料に関する規定は以下の通りとする。

① エントリー期間内（レイトエントリー期間は含まない）1,100円（事務手数料）

② エントリー終了～大会2週間前（日曜日）まで5,500円（キャンセル料）

③ 大会2週間前（月曜日）～大会当日まで全額（全額負担）

- ～7) **電話による参加キャンセルおよび参加申込時の登録情報変更は認められない。**
必ず下記のお問い合わせフォームを通じてキャンセル/変更申請を行うこと。

<お問い合わせ先>

[2輪レースに関するお問い合わせはこちら>>](#)



第3条 参加条件

- ～1) 当該クラスに必要かつ、当該年度有効なMFJ競技ライセンスまたはFIMライセンスを所持していること。
- ～2) ライダーおよびピットクルーはもてぎ・鈴鹿共済会（以下MS共済会）に加入すること。
- ～3) 参加申込時に当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを所持しているピットクルーを1～5名登録すること。**登録するピットクルーは16歳以上でなければならない。登録したピットクルーの変更・追加は可能とするが、最大登録人数以上の追加登録はできない。変更手数料は不要とする。**
- ～4) 複数チームにまたがり作業をするピットクルーがいる場合、参加申込時に作業を行うそれぞれのチームにピットクルーとして登録すること。なお、1チームに対しピットクルーが1名登録の場合、その当該ピットクルーの他チームへの重複登録は、他のクラスであっても不可とする。
- ～5) 未登録のピットクルーに対してMS共済会等などの補償は行われぬ。
- ～6) **レースに出場するライダー（他クラスのライダーも含む）をピットクルーとして登録することはできない。**
- ～7) **レース参加時(特別スポーツ走行を含む)は、転倒による怪我(脳震盪等)、病院への搬送対応などライダー本人以外の対応を要する場面があるため、ピットクルーまたは身元引受人となる方の同行を強く推奨する。**
- ～8) コース上で負傷事故があった場合など、正しく救助活動を行うために、**ライダーは負傷・身体的障害・疾患がある場合、参加申込時に大会事務局まで申告しなければならない。**申告を怠った場合、参加が取り消される場合がある。
- ～9) 申込時よりライダーの変更は認められない（複数ライダー等の一部クラスは除く）

第4条 もてぎ・鈴鹿共済会（MS共済会）

MS共済会は年間加入または暫定加入とする。

- ～1) 年間加入はSMSC会員もしくはMCoM会員として登録され所定の共催会費を納めた者とする。
- ～2) 暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、予選、決勝）のみ有効とする。
ライダー：7,000円 ピットクルー：不要(※参加料金に含む)

第5条 参加車両

MFJ技術規則、鈴鹿サーキットロードレース車両規定および別途定められた各競技会特別規則の車両規則に合致する車両であること。同一車種でのダブルエントリーの場合、各車両規則に合致していなければ参加できない。車検適合に手直しが必要となる場合は合致しているとみなさない。

第6条 参加受理書

- ～1) エントリーが正式に受理された者には参加受理書がレース前日までに送付される。
- ～2) 参加受理書、また同封されたその他の案内を事前に確認し、参加受理書の記載内容に相違がある場合、速やかに大会事務局まで連絡をしなければならない。

第7条 ピット・パドックの使用

- ～1) フルコース/東コースレースの公式予選/決勝レースの使用ピットもしくはパドック内整備エリアは原則大会事務局によって割り当てられる。
- ～2) **大会事務局は、ピット・パドック割を最終的に決定する権限を有する。本件に関する抗議は認められない。ピット・パドック割の希望がある場合は、エントリー期間内に、エントリーフォーム内のピット・パドック割希望申請の項目に希望内容を詳しく入力すること。なお、ピット・パドック割希望申請は、その希望内容の反映を保証するものではない。また、指定手順以外での申請、およびエントリー期間外の申請は考慮されない。**
- ～3) 大会期間中、～1) により割り当てられたピットは施設の不備等、やむをえない理由により事前に大会事務局の許可を得た場合を除き変更することはできない。大会事務局の許可なく変更した場合は罰則を科す場合がある。
- ～4) 公式予選・決勝レースを問わずコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- ～5) ピット内でタバコ(電子タバコ含む)・発電機・電熱器等の火気を扱わないこと。
許可された場所以外での喫煙(電子タバコ含む)は禁止される。
- ～6) レース開催期間中(特別スポーツ走行を含む)は、レース関係者がピットおよびパドック内でアルコールを含む飲料を摂取することは禁止される。
- ～7) 開催クラスが複数に渡っている場合、ピットを割り当てられた参加者は公式予選、決勝レースを通じて、コース側ピットシャッターより3mの部分は、他クラスの作業スペースとして使用できるよう、工具・部品等は置かないこと。

第8条 公式通知の掲示

公式通知・競技結果の公式掲示は参加者向け情報ページにおいて行う。

■サンデーロードレース

[2025 鈴鹿サンデーロードレース エントラントページはこちらから>>>](#)



第9条 選手受付

- ～1) 参加を正式に受理された参加者は大会当日までに行われる選手受付を済ませること。
- ～2) 選手受付時に次のものを提示もしくは提出しなければならない。
 - ①参加受理書
 - ②車両仕様書
 - ③装備品申告書
 - ④MFJライセンス (ライダー必須/ピットクルー各大会規則に準ずる)
 - ⑤SMSC/MCoMライセンス (ライダー/ピットクルー大会規則に準ずる)
 - ⑥誓約書・承諾書
 - ⑦MFJメディカルパスポート
 - ※提示義務 (各自で準備し、ライダーは必ず携帯すること)
 - ※メディカルパスポートはMFJホームページ内、または各種申請書ページからダウンロードすること。

第10条 身分証（クレデンシャル）と通行証

- ～1) 身分証（クレデンシャル）と通行証は参加受理書と共に交付される。
- ～2) 交付された参加者の身分証は、競技会期間中、必ず所持すること。
- ～3) 参加者のサービスカーは大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへ通行できない。
- ～4) パドック通行が許される参加者のサービスカーは原則として参加者1名につき2台とする。
- ～5) パドックおよび鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知およびインフォメーションと案内標識によって示される。参加者はこの指示に従うこと。
- ～6) **交付される身分証や通行証は他に貸与、また複製・加工などの不正利用をしてはならない。違反した場合、以下の内容に沿って罰則を科す。**

違反回数	加工	複製
1回目	・罰金 10,000 円	・当該大会出場取消し * 返金無し
2回目	・当該大会出場取消し * 返金無し	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し）
3回目	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し）	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し） ・無期限のエントリーキャンセル（無期限の参加申込不可） *ただし、スポーツ走行は参加可。
4回目	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し） ・無期限のエントリーキャンセル（無期限の参加申込不可） *ただし、スポーツ走行は参加可	

1. 加工・複製の定義

加工：オリジナルのパス（交付された状態のもの）に対し、切る、書く（記入が求められる車両ナンバー以外）、貼るなどの行為を施すこと。

複製：オリジナルのパス（交付された状態のもの）を模したものを別に作成すること。

2. 違反回数について

違反回数は加工・複製の違いを問わず累積の違反回数とする。

例) 加工の違反を犯した後、別大会で複製の違反を犯した場合、罰則は複製の2回目の内容が適用される。

3. 違反回数累積期間

違反回数は2024年1月以降の違反が無期限に累積し管理される。

4. 罰則対象

罰則は、登録ライダーのチーム員（ピットクルーや関係者）の違反も含め、全て登録ライダーに科せられる。登録ライダーが複数名の場合は、登録ライダー全員に罰則が科せられる。

例) A,B選手（ライダー）のチーム員Cが違反行為を行った場合、A,B選手に罰則を科す。

5. 参加申込不可者のエントリーについて

上記違反により参加申込不可の者が参加申込を行った場合、参加は受理されず、エントリー料は ¥ 5,500の手数料を差し引き返金される。

- ～7) **身分証・通行証を紛失または破損した時は大会事務局にて再交付の手続きをとること。破損による再交付の場合は、破損した身分証または通行証を必ず大会事務局まで持参すること。**

第11条 競技車両の検査・ライダーの装備

- ～1) ライダーは競技車両（公式予選・決勝レースを走行できる状態の車両）、車両仕様書（1エントリーにつき1枚必要。同一車両でWエントリーの場合は2枚必要。）と共に指定時間までに所定場所に提示物を持参し、検査を受けること。その際、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参すること。
- ～2) 公式車両検査を受けない競技車両あるいは検査の結果、参加が不相当と判定された競技車両はレースへの出走が拒否される。
- ～3) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして、公式車検の際に車検員によって検査されるものは次の通りである。（これらは、MFJ国内競技規則 付則4ロードレース競技規則 10に基づくものとする。）
- ①ヘルメット
 - ②レーシングスーツ
 - ③エアバッグ式プロテクション各競技会開催時に**満22歳以下、および満55歳以上**の参加者は、MFJ登録製品のエアバッグ式プロテクション装着を義務とする。
その他の参加者についても、エアバッグ式プロテクションの使用を強く推奨する。
 - ④ヘルメットリムーバー
 - ⑤脊柱プロテクション
 - ⑥チェストガード
 - ⑦グローブ
 - ⑧ブーツ
 - ⑨マウスガード（マウスピース）
- ～4) 公式車検時と異なる競技車両、装備（ヘルメット、ヘルメットリムーバー、レーシングスーツ、脊柱プロテクション、チェストガード、ブーツ、グローブ）を競技に使用した場合、罰則（失格等含む）が科せられる。
- ～5) 日本国外からの参戦ライダー(スポット参戦)の装備は、ヘルメット、レーシングスーツについて、参戦ライダーの母国の安全基準を満たす装備であれば使用を認める。
- ～6) 車検長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車検の時間外であっても、随時参加者に車両検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対して罰則が科せられる。
- ～7) 車両検査に合格した車両であってもレース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。
- ～8) **車載カメラの装着を希望する場合、以下カメラ搭載誓約文に同意の上、エントリー時に申請すること。**
申請する場合、WEBエントリーフォームにあるチェック欄にてチェックを入れ申請すること。

<カメラ搭載誓約文>

車載カメラを使用する場合、以下の内容を誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。

・本規則書の冒頭に記載の<レース映像使用ガイドライン>を遵守すること。

- ・車載カメラ使用の申請は、参加申込時に申請すること。
- ・**車載カメラは車体に安全上確実な方法で取り付けること。**
- ・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイリングを施した状態で車検を受ける事。
車検員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正する事。
修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外す事。
- ・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者に一切の賠償責任を問わない事。
- ・上記の誓約に違反した場合、主催者の科す罰則等に従う事。

第12条 ゼッケンナンバー

「0」で始まるゼッケンナンバーの使用は認めない。(例:01,02番など)

使用可能なゼッケンナンバーは2桁(1～99番)までとする。

第13条 燃料規定

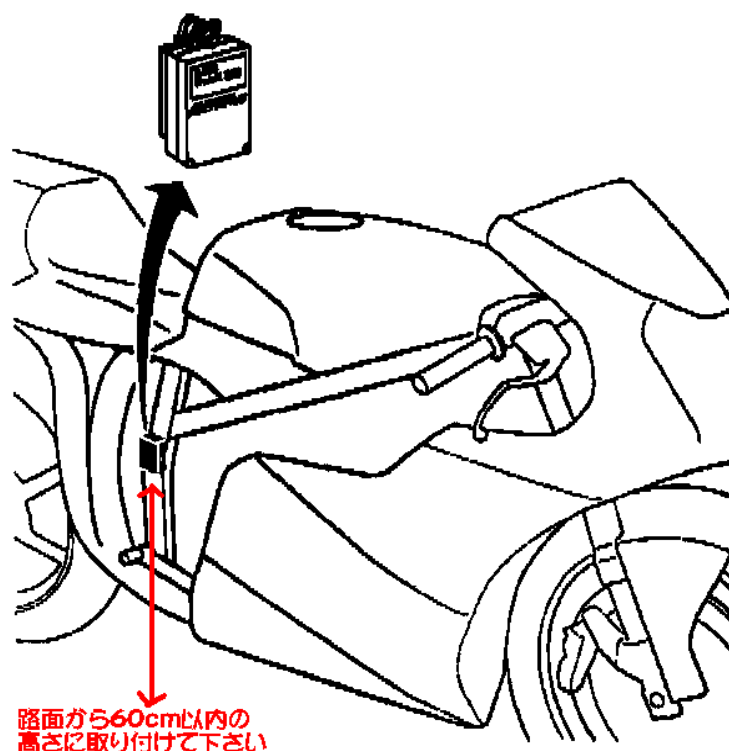
- ～1) 燃料はMFJ国内競技規則付則4 ロードレース競技規則13-11に基づき規制され、施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明ステッカーを車両仕様書に貼付し提出すること。
(購入日より14日間有効とする。)
- ～2) ガソリン購入証明ステッカー提出期限は、公式車両検査終了までとする。やむを得ず公式車両検査までに提出できない場合は、当該レース公式予選開始時までには車検員に提出すること。
- ～3) サーキット内供給燃料
 - ①供給時間：公式通知にて公示する。
 - ②供給場所：Bパドック入口
 - ③各銘柄のガソリンを混ぜて使用してはならない。(前回使用したガソリンが混ざらないようにすること。)
 - ④**競技用燃料には販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。**
ただし、一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール(燃料精製中に混入されているものに限る)については認められる。
 - ⑤消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。

第14条 下見バス・特別スポーツ走行

- ～1) 以下の2つの条件の両方に当てはまる選手は、当該レースの特別スポーツ走行前までに下見バスに乗車することが義務付けられる。
 - ①**過去1年間で鈴鹿サーキット(南コースは含まない)のスポーツ走行の走行時間が60分未満。**
※東コース・フルコースは問わない。
 - ②**2023～2024年シーズンにおいて鈴鹿サーキット主催レースの出場実績がない。**
(決勝レースを完走して1回の出場とみなす)
- ～2) 特別スポーツ走行の最大台数は下記のように定める。
 - フルコースレース : 70台
 - 東コースレース : 40台

第15条 自動計測装置(トランスポンダー)の装着

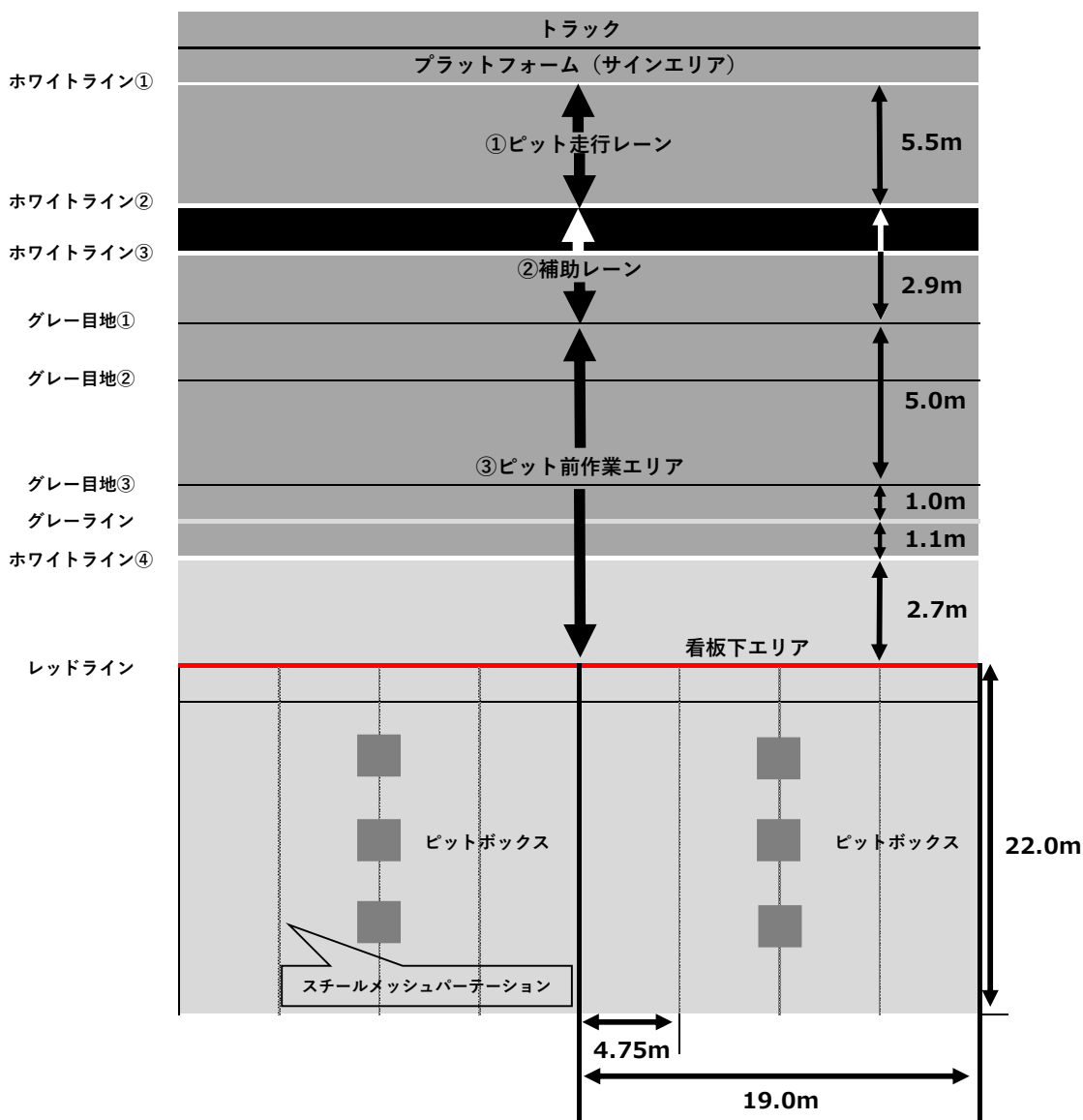
- ～1) 参加者は、自身で所有するMY LAPS社製マイポンドーを使用すること。
主催者が用意するトランスポンダーを使用する場合、貸出料として**5,500円(税込)**が参加申込時に徴収される。参加申込時にマイポンドーのトランスポンダー番号、貸出利用有無の申請を行うこと。
徴収された貸出料は、貸出用のトランスポンダーを使用しない場合でも返金されない。
- ～2) **MYLAPS製マイポンドーまたは主催者が用意する貸出用トランスポンダーを未装着で走行、登録されたトランスポンダー以外での走行は罰則(タイム抹消など)が科される場合がある。**
- ～3) 参加者は、使用するトランスポンダーが走行中、常に計測できる状態に機能させる責を負う。
マイポンドーを使用する場合、自身で十分な充電を行い出走すること。
マイポンドーに不具合が生じた場合、主催者の用意する貸出用トランスポンダーを取り付けなければ参加が認められない。
- ～4) 貸出用トランスポンダーは貸出から返却までの期間、参加者が管理の責を負う。
- ～5) マイポンドーは他の参加者と共有することはできない。
- ～6) 貸出用トランスポンダーについては各レース終了後1時間以内に返却すること。
(予選不通過車両は当該予選結果発表後1時間以内とする。)
- ～7) 貸出用トランスポンダーを万一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき66,000円(税込)が主催者より請求される。
- ～8) 貸出用トランスポンダーとマイポンドーを同時に取り付けての使用は禁止する。



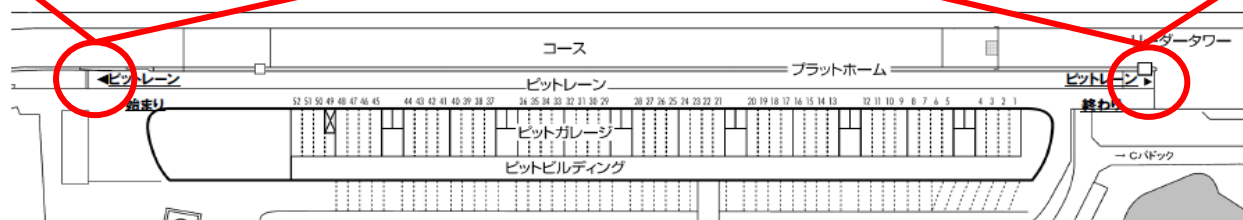
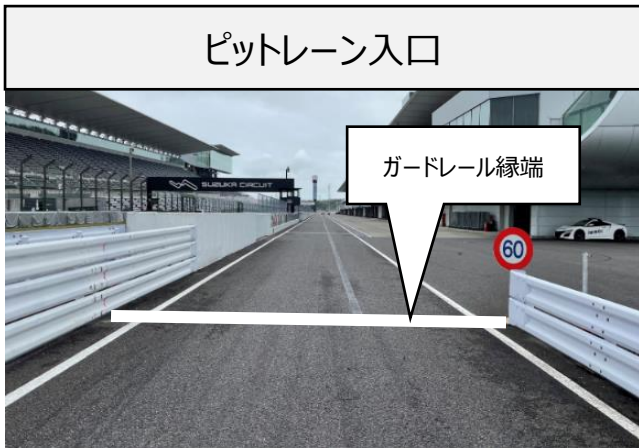
第16条 ピットレーン

～1) フルコース（東コース含む）ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の3つに区分される。

- ①ピット走行レーン : プラットホームとホワイトライン②の間の部分。
これはピットインおよびピットアウト専用の区域。
- ②補助レーン : ホワイトライン②とグレー目地①の間の部分。ピット走行レーンかピット前作業エリア（あるいはその逆）へ移動する時に通過する区域。
- ③ピット前作業エリア : グレー目地①とレッドラインまでの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。ただし、看板下エリアでは給油を伴う作業は禁ずる。



- ～2) ピットレーンの速度制限について
フルコース・東コースは60km/hとする。違反した場合、罰則を科す。

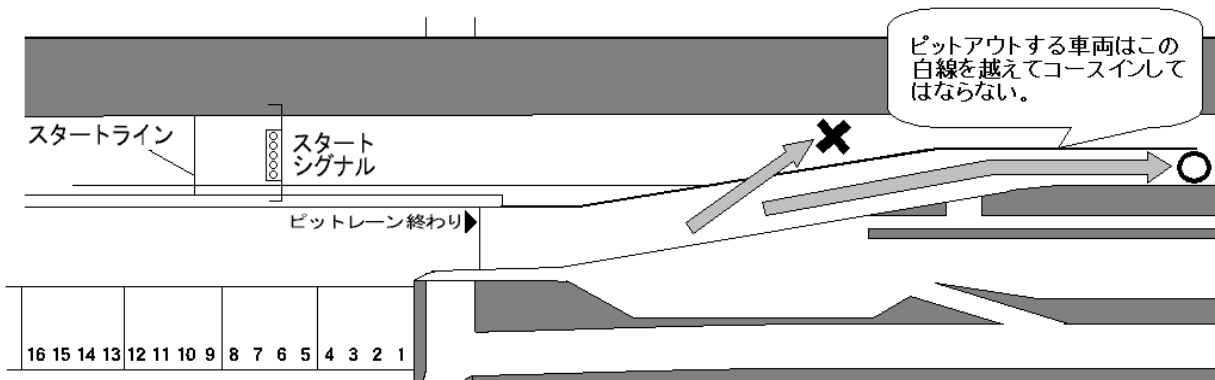


- ～3) ピットレーン先端シグナルライトについて（フルコース・東コース）、大会期間中を通じて「赤」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「緑」が点灯していれば、コースインすることが出来る。無灯や青灯の点滅の場合は緑灯と同様に扱う。
- ～4) ピットレーンでは上記～1) ①のピット走行レーンを走行し、補助レーン・ピット作業エリアの走行は極力短くするよう努めること。

第17条 ピットアウト・ピットイン

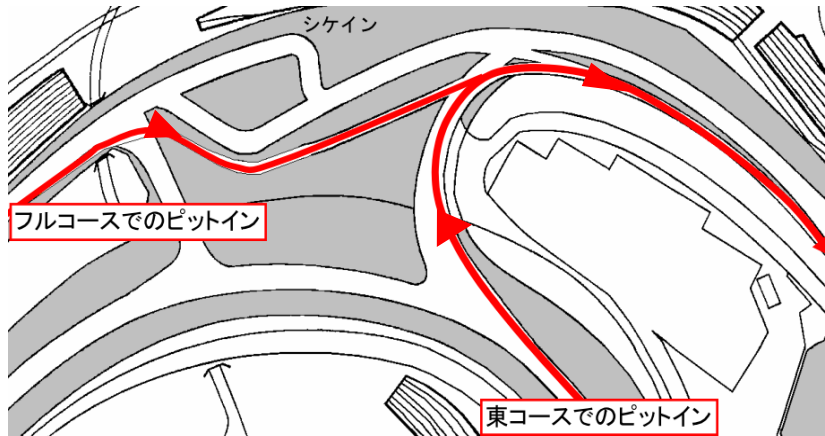
- ～1) ピットアウトについて

- ①コースインするライダーは、第2コーナーを通過するまでコース右端に沿って走行すること。
コースインは各自の責任において行わなければならない、コース上の走行車両との合流に最大限の注意を払い、後方から近づく車両の走行を妨げないように行うこと。
- ②ピット出口から第1コーナーにかけて引かれている白線は以下の通り運用を行う。
 - 1) ピットレーンよりトラックに合流する車両は、白線を越えて走行してはならない。
 - 2) このラインはトラック上を走行中の車両を制限するものではない。



～2) ピットインについて

- ①ピットインする際は、130R手前（フルコース） /逆バンク手前（東コース）より走行ラインをコース右端に取り、手もしくは足でピットインの合図を行なった後、安全を確認してピットイン専用路に進入すること。
- ②ピットインはピットイン専用路を使用しなければならない
東ショートカット及び、その他のショートカットを使用してのピットインは禁止する。
違反した場合、再コースインすることはできない。



第18条 走行中の遵守事項

- ～1) コーナーオーバーランまたは転倒後は、周囲の安全確認を行った後にコース復帰すること。
- ～2) コーナーオーバーラン、転倒後の再スタートやショートカット（シケイン直進によるショートカット等）により、当該ライダーに優位性が発生、または周囲の安全確認を怠ってコース復帰した場合、以下の罰則を科す場合がある。

【罰則内容】

公式予選中：当該ラップタイムの抹消

決勝レース中：審査委員会の裁定による

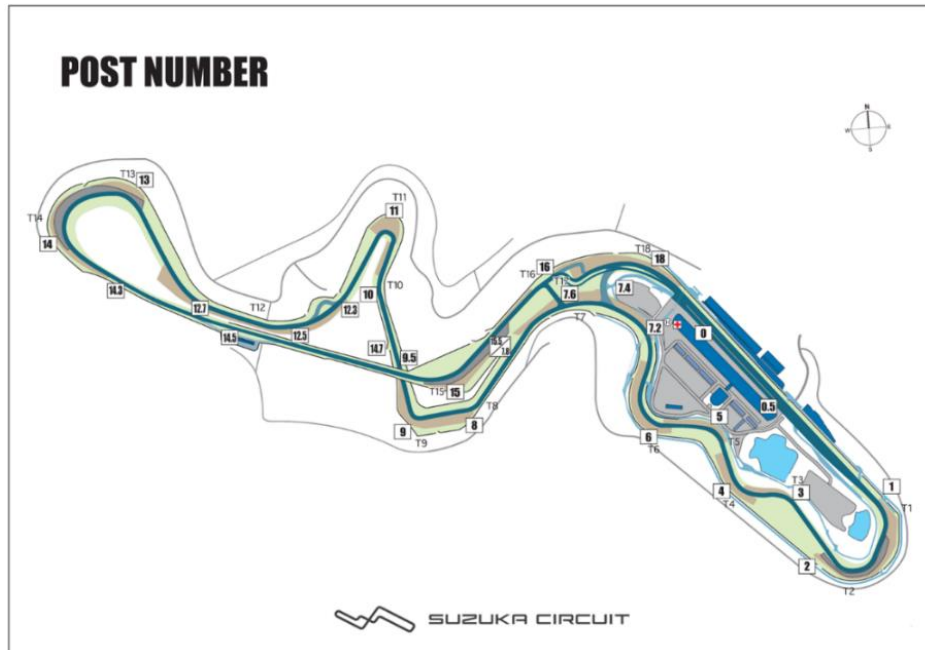
- ～3) 東コース、フルコース大会の特別スポーツ走行及び公式予選セッション中、決勝レースにおけるサイティングラップ中において、スタート練習を実施することが出来る。これ以外のスタート練習は一切禁止とする。スタート練習を行う者はピット先端のパナルティストッペエリア(下図の円)に縦一列に並ぶこと。通常コースインするものを優先とし、必ず後方から車両が来ていないことを目視で確認を行い、スタートすること。チェッカー後、ピット出口信号が赤の場合には、スタート練習は出来ない。



～4) フラッグポストについて

下図の通りにフラッグポストを設定する。コースイン1周目の際に必ず位置を確認すること。

- ①フルコース：0～18ポスト（計29箇所）
- ②東コース：0～7.4、18ポスト(計11箇所)

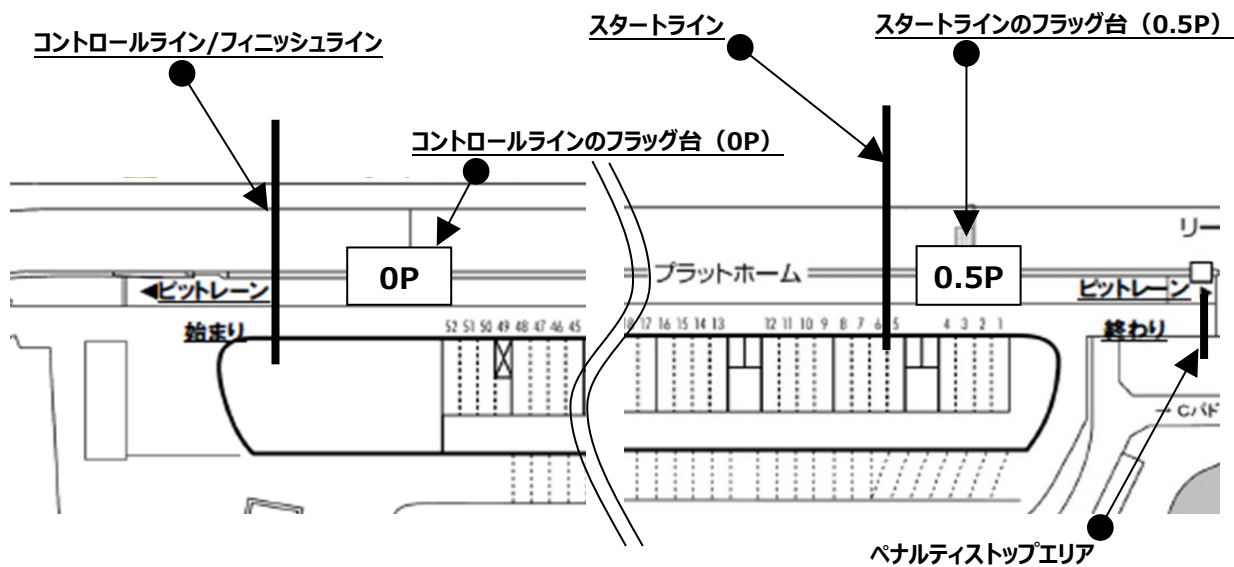


～5) ライトパネルについて

フラッグと併用して各ポストに設置されているライトパネルを運用する。ただし、公式シグナルとしてはフラッグが優先される。使用されるライトパネルの表示例はブリーフィング資料を確認すること。

～6) スタートラインとコントロールライン/フィニッシュラインについて

フルコース、東コースレース時の各ラインは下図の通り。



第19条 公式予選

- ～1) 公式予選の義務周回数は定めないが、少なくとも1周はラップタイムが計測されなければならない。
- ～2) 予選一組の最大台数は下記のように定める。
 - ①フルコースレース：52台
 - ②東コースレース：40台

- ～3) 決勝レース出場台数は下記のように定める。
 - ①フルコースレース：44台
 - ②東コースレース：34台
- ～4) 混走レース選抜方法
公式車検を受け合格した各クラスの参加台数比率により、各クラスの決勝出場台数を決定する場合がある。決定された台数は公式車検終了後、公式通知にて発表される。
※算出された比率の端数は端数が大きいクラスの台数から切り上げを行う。端数が同数の場合は審査委員会にて正式に台数を決定する。
- ～5) 特別に公示された場合は、公式予選開始前に定められたコースインゲートを通り、コースインしなければならない。
- ～6) ウェイティング（繰り上げ出場）の申請方法
MFJ国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則 16-2-10に基づく。
ウェイティング申請の時間は**暫定結果発表後30分以内**とする。
リタイヤ届の提出期限は予選走行終了後、1時間とする。
※複数組での予選の場合、最終組の予選走行終了後1時間とする。
- ～7) **予選タイムにおいて2名以上のライダーが同一のラップタイムを記録した場合は、最初にそのラップタイムを記録したライダーが優先され順位が決定される。**
なお、複数組で予選を行う場合は、各予選の開始から経過した時間で最初にそのラップタイムを記録したライダーが優先され順位が決定される。

第20条 スタート

- ～1) スタートグリッドの最前列は3台とし、以下各列同数で配列される。ポールポジションは左側とする。
- ～2) 決勝レースのスタート方法は、クラッチスタートとする。
- ～3) スタート合図は発光信号もしくは日章旗によって行われる。
- ～4) スタート進行はMFJ国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則18に準じて行われる。
サイティングラップ終了後にグリッドに戻ったライダーは、オフィシャルが赤旗2本を静止提示している場所で一旦停止し、ライダーはエンジンを切らなければならない。その後ライダーまたはチーム員が押し歩くような速さで所定のグリッド位置につく。その際にライダーは降車しても乗車したまま移動しても良い。
- ～5) スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて通達される。
ただし、天候を含む大会開催状況により省略・変更される場合がある。
省略・変更の際は公式通知・ライダーズブリーフィング・場内放送等で案内される。
- ～6) スタート前チェックは時間厳守。タイムテーブル、スタート進行表を確認し、時間内に完了すること。
スタート前チェックを完了していない場合、決勝レースへの出走は認めないものとする。
- ～7) **グリッド上におけるタイヤウォーマーのためのジェネレーターの使用については、MFJ国内競技規則付則4 18-4-4に準ずる。**
- ～8) エンジン始動時に外部スターターを使用する場合、グリッド上でオイル漏れ等の整備不良があり、レース進行に支障があると判断された場合は、オフィシャルにより外部スターターの撤去が指示される場合がある。
- ～9) スタート時の安全性を脅かすようなトラブルが発生した場合はスタートディレイドとする。その際は、赤旗振動表示と、「スタートディレイド」のボードがスタートラインのフラッグ台(0.5P)にて掲示される。
再開手順はMFJ国内競技規則 付則4 18-4-11に準ずる。

- ～10) スタートにおける反則はMFJ国内競技規則付則4 19に準ずる。「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード(下図参照)がコントロールラインのフラッグ台(OP)にて掲示される。(フルコースレース時には14.5P、東コースレース時には5Pにおいても同一のボードが掲示されるが、これは3回の掲示の回数には入れない。)



※ゼッケンは例

また、罰則の通知は当該ライダーのチームにもボードにて通達する。残り周回数が少なく、レース終了までに罰則が消化できない場合は、レース結果に30秒加算される場合もある。(3回目の掲示を受けた周にピットインせず、ライドスルーペナルティを実行しないライダーは失格とし、全ポストで黒旗+ゼッケンボードが掲示される。)

同時に複数の違反が発生した場合は、予選タイムの速いライダーから罰則の通知を行う。

- ～11) スタートにおける反則以外においてもライドスルーペナルティもしくはタイム加算ペナルティを科すことがある。

第21条 赤旗時について

- ～1) 決勝時に赤旗を提示する場合、MFJ国内競技規則 付則4 24-1に準ずる。
24-1-2をケースA、24-1-3をケースB、24-1-4をケースCとして運用する。
- ～2) 赤旗後の再スタートについては、MFJ国内競技規則 付則4 25-1-8クイックリスタートが適用される。
- ～3) 再開後のレース周回数はピットモニター、放送等で発表される。
- ～4) 再開されたレースが再び赤旗になった場合、そのスケジュールを変更する場合がある。
- ～5) 赤旗提示後5分以内にマシンに乗って、またはマシンを押してピットレーンに戻ってこれないライダーは再スタートできない。**フルコース開催レースでは東ショートカットを使用して戻ることは認められない。**
(ただし、競技結果が2周以下の再スタートでは全ライダーが再スタートできる)

第22条 レース終了

- ～1) 各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち、フルコースは5分、東コースは2分を経過した時である。
- ～2) チェッカーフラッグの提示位置はコントロールラインのフラッグ台(OP)とする。
- ～3) 同着と判定された場合は、レース中のベストラップタイムによって順位を決定する。
- ～4) 赤旗提示によるレース終了の場合の順位
MFJ国内競技規則 付則4 28-3に準ずるが、以下の2項に該当するライダーはフィニッシュラインを通過したとみなされない。即ち、周回数は考慮されるが、順位はフィニッシュラインを通過した完走者の後ろとなる。複数のライダーが存在する場合は周回数とフィニッシュラインの通過順による。
- ・赤旗が提示された時点で、レースを続行していなかったライダー
 - ・赤旗提示後5分以内にマシンに乗ったまま、もしくはマシンを押してピットレーン(ショートカットは認められない)に戻ってこなかったライダー

第23条 順位決定

レース結果にて順位を得るためには、下記の項目をそれぞれ満たさなければならない。

- ～1) 優勝者がフィニッシュした後、第22条 ～1) の終了時間以内にフィニッシュラインを通過しなければならない。
- ～2) ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- ～3) チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

第24条 決勝レース出走前の短縮

天候等の理由により決勝レース短縮の場合は、MFJ国内競技規則 総則 第3章 30-5-1に準じ、当初の周回数の2/3以上に短縮される。

第25条 参加者の遵守事項

- ～1) 何らかの理由で競技に参加できなくなった時は、その理由も合わせてリタイヤ届を提出すること。
- ～2) すべての参加者は競技会期間中、競技役員の指示に従うこと。
- ～3) ピットレーン及びプラットホーム(サインエリア)に立ち入る場合、草履、スリッパ、サンダル、ハイヒール等の安全性が低い履物は禁止する。また、競技役員が上記履物以外に危険と判断した場合は指導する。
- ～4) 16歳未満はピットレーンへの入場を禁止とする。
- ～5) 主催者や大会後援者、大会審査委員会及び他参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ～6) 参加代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルーなど自身の参加に関わるすべての者に、すべての法規および規則、マナーを遵守させる責任をもたなければならない。
- ～7) すべての参加者は、スポーツマンシップに則り、行動しなければならない。
- ～8) 大会事務局の許可なく、ピットの占有、パドックの場所取り(テープ、タイヤ、ロープ等)をしてはならない。
パドックの場所取りが発見された場合、場所取りに使用されているものは大会事務局により通知なく回収され、違反した当該チーム・ライダーに対し罰則を科す場合がある。
- ～9) 大会期間中ならびにスポーツ走行において、産業廃棄物(タイヤ、バッテリー、カウル等)の不法投棄は禁止する。違反した場合は、該当チーム・ライダーに対して罰則を科す。
- ～10) 不必要なエンジンの空吹かし、急発進、ブレーキテストなどを含む暴走 行為を行ってはならない。
- ～11) これら参加者の違反に対する罰則は、最終的にライダーへ科せられる場合がある。
- ～12) 賞典受け取りは当該レース決勝日中に行うこと。決勝日中の受け取りがない場合、賞典の受け取り権利を放棄したものとみなされ、大会事務局は賞典を廃棄・処分することができる。
なお、後日送付等の対応は行わない。
- ～13) **ブルテンや各大会において発行される公式通知は大会参加前に必ず確認すること。**

第26条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。

受診していない場合、MS共済会の適用から除外される場合がある。

第27条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- ～1) 参加申込の受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- ～2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否または変更を命じることができる。
- ～3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を求め、健康上の理由により競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- ～4) 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- ～5) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- ～6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる。
- ～7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる
- ～8) **主催者は、参加代表者、ライダーおよびその参加に関わる全ての者が下記に該当する言動を行った場合、参加代表者、ライダーおよびその参加に関わる全ての者に対して参加拒否を含む罰則を科すことができる。**

①暴力行為、威圧的・侮辱的言動

例) サーキット内外での暴力的、威圧的な言動

②法律に違反する行為

例) パス/駐車券の加工・偽造・不正使用、ピット内タバコ/ストーブ等火気取扱い違反、交通違反等

③マナーに反する行為

例) パドック内駐車違反、暴走行等

④その他、レースの秩序やモータースポーツの社会的価値・意義を損なうと判断される行為

第28条 大会役員の責任

大会役員は職務に最善を尽くすことは勿論であるが、参加者、ライダー及びピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを認識していなければならない。即ち、その行為によって起きた**参加者、ライダー、ピットクルー、及び競技車両の損害に対して一切の補償責任がないことをいう。**

第29条 鈴鹿サーキットロードレース特別規則ブルテン

- ～1) シーズン中に規則変更になった場合など、参加者に案内される新たな規則として「鈴鹿サーキットロードレース特別規則ブルテン（以下ブルテンとする。）」が発行される。
- ～2) ブルテンは鈴鹿サンデーロードレースに関して発行される。
- ～3) ブルテンは一度公示された公式通知についても発行される。
- ～4) レース参加者は事前に以下のアドレスよりブルテンを確認の上、レースに参加すること。

<ブルテン掲載先>

[ブルテン掲載ページはこちらから>>>](#)



第30条 各種申請方法

エントリー後の変更申請(ピットクルー、競技車両、チーム名など)、リタイヤ届は下記“お問い合わせフォーム”もしくはSMSC事務所にて直筆の申請のみが受け付けられる。電話での申請は一切受け付けられない。

<お問い合わせ先>

[2輪レースに関するお問い合わせはこちら>>](#)



第31条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第32条 本規則の施行

本規則は鈴鹿サーキットにおける鈴鹿サンデーロードレースに適用されるもので、各大会の参加申込開始と同時に有効となる。

以上



2025年 鈴鹿サンデーロードレース 特別規則書

第1章 鈴鹿サンデーロードレース

第1条 競技会名称・競技会格式

2025 鈴鹿サンデーロードレース (準国際競技会)

第2条 開催種目・参加申込期間

～1) 開催種目・参加申込期間

(数字は周回数)

シリーズ		第1戦	第2戦	第3戦	最終戦
日程		4/19(土) ～ 4/20(日)	6/7(土) ～ 6/8(日)	9/20(土) ～ 9/21(日)	11/8(土) ～ 11/9(日)
競技会	開催クラス	フル	フル	フル	フル
公認	インターJSB1000	10 (※1)	10	10	10
公認	インターST1000	10	10	10	10
公認	ナショナルST1000	10	10	10	10
公認	インターST600	10	10	10	10
公認	ナショナルST600	10	10	10	10
公認	インターJ-GP3 (NSF250R)	10	10	10	10
公認	ナショナルJ-GP3 (NSF250R)				
公認	インターJP250	8 (※2)	8 (※2)	8 (※2)	8 (※2)
公認	ナショナルJP250				
承認	CBR250R Dream Cup	8 (※2)	8 (※2)	8 (※2)	-
承認	CBR250RR Dream Cup	8 (※2)	8 (※2)	8 (※2)	-
参加申込期間		2/25(火) ～ 3/11(火)	4/22(火) ～ 5/6(火)	7/29(火) ～ 8/12(火)	9/23(火) ～ 10/7(火)
レイトエントリー期間 ※3		3/12(水) ～ 3/16(日)	5/7(水) ～ 5/11(日)	8/13(水) ～ 8/17(日)	10/8(水) ～ 10/12(日)

※1: 第1戦のINTJSB1000クラスにおいて《8耐TRYOUT》を設定し、鈴鹿8耐第46回大会の選抜レースとする。

※2: 決勝レースは土曜日開催とする場合がある。

※3: エントリー期間を過ぎての追加申込については、レイトエントリー期間(エントリー期間終了後、5日間)を設定し、事務局が認めた場合にのみ受理するが、追加料金として5,500円(税込)を徴収する。レイトエントリー期間を過ぎてのエントリーは如何なる理由でも認めない。

～2) 下記クラスは、それぞれ混走とする場合がある。また、参加台数を制限する場合がある。

①インターST600・ナショナルST600

②インターJ-GP3・ナショナルJ-GP3

③インターJP250・ナショナルJP250

※原則としてインターJSB1000とインターST1000は別レースとして開催するが、大会全体のエントリー数、タイムスケジュール等により大会事務局の判断で混走とする場合がある。

～3) 周回数は変更となる場合がある。

～4) ウェットレース宣言時には、決勝レース周回数を2周減算とする。

第3条 開催場所/主催者/参加申込先

- ～1) 開催場所
鈴鹿サーキット
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL 059-378-1111(代表)
フルコース 5.821km
- ～2) 主催者
ホンダモビリティランド株式会社
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL 059-378-1111 (代表)
- ～3) 参加申込先
鈴鹿サーキット レース事務局
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL 059-378-3405 (モータースポーツ課直通)
窓口受付時間 10:00～16:00

第4条 参加資格

- ～1) 鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則 第1章基本事項 第3条 参加条件を満たすこと。
- ～2) **各大会のエントリー開始時から決勝レース開催日まで有効なSMSCフルコース2輪ライセンスまたはMCoM2輪ロードコースライセンスを所持していること。ただし、FIMライセンス保持者で上記ライセンスを所持していないライダーは、もてぎ・鈴鹿共済会へ暫定加入すること。(1大会につき7,000円)**
- ～3) 各クラスで定められている、MFJライセンス/FIMライセンスの出場可能区分は以下のとおりとする。

○…参加可 ×…参加不可

	ジュニア (RJ)	フレッシュマン (RF)	国内 (RNAT)	国際 (RINT)	FIM ※1
インター JSB1000	×	×	×	○	○
インター ST1000	×	×	×	○	○
インター ST600	×	×	×	○	○
インター J-GP3	×	×	×	○	○
インター JP250	×	×	×	○	○
ナショナル ST1000	×	×	○	×	×
ナショナル ST600	×	○	○	×	×
ナショナル J-GP3	○	○	○	×	×
ナショナル JP250	○	○	○	×	×
JSB1000《8耐TRYOUT》	×	×	×	○	○
CBR250R Dream Cup	○	○	○	○	×
CBR250RR Dream Cup	○	○	○	○	×

※1 : FIMライセンスは【NMFP- Circuit Racing】の記載のあるライセンスのみ有効とする。

- ～4) ピットクルーはMFJライセンス所持者を1名～5名を登録すること。
プラットホームに入場可能なピットクルーは2名とする。
- ～5) **ピットクルーの変更・追加は可とする。ただし、ピットクルー最大登録人数5名以上の追加はできない。**

第5条 参加料

～1) スポットエントリー者の参加費用は以下の通りとする。

項目	料金 ※税込
エントリー料 (全クラス)	36,000円/1戦 ※特別スポーツ走行料金・ピットクルー共済会費含む
もてぎ・鈴鹿共済会 暫定加入	7,000円/1戦 ※FIMライセンス保持者でSMSCフルコース2輪ライセンスまたは MCoM2輪ロードコースライセンスを所持していないライダーのみ
トランスポンダー貸出料 ※1	5,500円/1戦
エアバッグ装着 ※2	エントリー料金2,000円割引/1戦 ※3

※1: 貸出希望の参加者はエントリー時に申請すること。貸出料は参加料とあわせて徴収される。

徴収された貸出料は、貸出用トランスポンダーを使用しない場合でも返金されない。

※2: 満22歳以下、満55歳以上の参加者は、エアバッグ装着を義務とする。

※3: エアバッグ装着者はエントリーフォーム入力時に「エアバッグ装着」にチェックを入れ申請すること。

エントリー時に申請がない場合、割引は行わない。エントリー期間後の申請は不可とする。

～2) 同一クラスに年間エントリーする場合の参加費用は以下の通りとする。

項目	料金 ※税込
エントリー料 インターJSB1000 インターST1000 インターST600 インターJ-GP3 インターJP250 ナショナルST1000 ナショナルST600 ナショナルJ-GP3 ナショナルJP250	132,000円 (年4戦分)
エントリー料 CBR250R Dream Cup CBR250RR Dream Cup	99,000円 (年3戦分)
もてぎ・鈴鹿共済会 暫定加入	7,000円/1戦 ※FIMライセンス保持者でSMSCフルコース2輪ライセンスまたは MCoM2輪ロードコースライセンスを所持していないライダーのみ
トランスポンダー貸出料 ※1	5,500円/1戦
エアバッグ装着 ※2	エントリー料金2,000円割引/1戦 ※3

※1: 貸出希望の参加者はエントリー時に申請すること。貸出料は参加料とあわせて徴収される。

徴収された貸出料は、貸出用トランスポンダーを使用しない場合でも返金されない。

※2: 満22歳以下、満55歳以上の参加者は、エアバッグ装着を義務とする。

※3: エアバッグ装着者はエントリーフォーム入力時に「エアバッグ装着」にチェックを入れ申請すること。

エントリー時に申請がない場合、割引は行わない。エントリー期間後の申請は不可とする。

第6条 年間エントリー

- ～1) 年間エントリーを希望する場合は、第1戦のエントリー期間中に第5条～2)の参加料を決済すること。以降の年間エントリーは受け付けない。
- ～2) 年間エントリーの参加者には年間エントリー時の登録情報を元に参加受理書が案内される。
- ～3) 年間エントリー時に提出した誓約書・承諾書は1シーズンを通して有効とする。ただし、該当クラスのみ有効とし、他のクラス、あるいは他の大会に出場する場合は別途必要となる。
- ～4) 年間エントリーの未成年者（18才未満）は、下記3点全てを提出すれば、該当クラスについて1シーズンを通して有効となる。

① 未成年者競技会出場誓約書・承諾書

② 親権者または保護者の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

③ 参加大会の誓約書・承諾書

※各種誓約書・承諾書へは、ライダー本人の署名、および親権者または保護者の署名・実印の押印が必要となる。

※年間誓約書・承諾書は該当クラスのみ有効とし、他クラスあるいは他の大会に出場する場合は別途必要となる。

- ～5) シーズンの途中でエントリー情報が変更となった場合は速やかに大会事務局まで申し出ること。ただし、ライダー変更は認められない。
- ～6) 一度年間エントリーをした場合、主催者が大会を中止した場合を除き、いかなる場合も参加料（トランスポンダー貸出料含む）の返金は行わない。大会の中止により返金を行う場合、1戦当たりの金額は**33,000円(税込)**とする。
- ～7) 年間エントリーの参加者で第1戦にライセンスチェックが完了した者は、ピットクルーの変更等がない限り、第2戦以降の選手受付を簡略化できる。ただし、何らかの理由によりMFJライセンスを返還、もしくは失効した場合は大会事務局まで申し出ること。なお、ライダーのMFJライセンスは毎回提示すること。
- ～8) ピットクルーの変更・追加は可とする。ただし、各大会のピットクルー最大登録人数5名以上の追加登録はできない。
- ～9) 公式車検はスポットエントリーと同様、通常の手順にて行うこと。
- ～10) **ワンメイクタイヤ対象クラス(ST1000/ST600/JP250)の参加者でタイヤ購入を希望の方はWEBエントリーフォーム(モタスポnet内)の年間エントリーワンメイクタイヤ購入フォームにて申請すること。申請期間は各戦のエントリー期間とする。**

第7条 賞典

- ～1) **各レース1位～3位…正賞（トロフィー）**
※賞典受け取りは当該レース決勝日中に行うこと。決勝日中の受け取りがない場合、賞典の受け取り権利を放棄したものとみなされる。なお、後日送付等の対応は行わない。
- ～2) シリーズ賞
各クラス1位～3位…トロフィー
- ～3) パーツメーカー賞
設定のある場合、詳細は公式通知にて公示する。
- ～4) 賞の制限
MFJ国内競技規則 付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則 4に基づく。

- ～5) JP250クラス車両銘柄賞の設定について
ナショナルJP250クラスの車両メーカー別、最上位選手に車両メーカーから副賞が提供される。
あわせて、ナショナルクラスの車両メーカー別最上位選手は、表彰を行う。(ダンロップキャップ着用)
- 銘柄賞
ホンダ賞/ヤマハ賞/カワサキ賞/BMW賞/KTM賞

第8条 ポイントランキング決定基準

以下の基準により順位を決定する。

- ～1) 鈴鹿サンデーロードレースで得た全ての得点を合計し、総合得点の多いものから順位を決定する。
- ～2) 上記～1) で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。同点の者同士で、1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。これでも同位の場合、2位を獲得した回数で比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- ～3) 上記～2) で決定できない場合、NGKスパークプラグ杯(最終戦)での順位が上のものを上位とする。
- ～4) 上記～3) で決定できない場合はNGKスパークプラグ杯(最終戦)に最も近いレースにおいて、より上位順位を獲得した者を上位とする。
- ～5) 上記～4) で決定できず、1戦のみのポイントにて同ポイントの場合は予選順位が上位の者を上位とする。
- ～6) 上記～5) で決定できない場合、組織委員会において決定する。

第9条 MFJロードレースライセンスの昇格ポイント対象期間について

2025 MFJ国内競技規則 付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則 2 2025年度昇格ポイント対象期間について、鈴鹿サンデーロードレース全戦をMFJロードレース昇格ポイントの対象期間とする。

以上

鈴鹿サンデーロードレース車両規定

鈴鹿サンデーロードレース車両規定

第1条 JSB1000、ST1000、ST600クラス車両規定

JSB1000、ST1000、ST600、各クラスの車両規定はMFJ国内競技規則の各クラス技術規則(JSB1000:付則8、ST1000:付則9、ST600:付則10)に準じる。

ただし、インターJSB1000クラスとナショナルST600クラスにおいて、Nクラス規定は適用しない。

- ～1) JSB1000、ST1000、ST600クラスにおいてリアセーフティーライトを装備しなければならない。
リアセーフティーライトの仕様は、MFJ国内競技規則(付則8 JSB1000技術仕様 7-14-6、付則9 ST1000技術仕様 7-3-13-4、付則10 ST600技術仕様 7-3-13-2)を遵守すること。
- ～2) ST1000クラスのタイヤはダンロップのワンメイクタイヤ、ST600クラスのタイヤはブリヂストンのワンメイクタイヤのみ使用することができる。(詳細はMFJ国内競技規則参照)

第2条 J-GP3車両規定

- ～1) 4ストローク車両はMFJ国内競技規則 付則7 GPフォーミュラ技術仕様 第8項 J-GP3クラス車両技術仕様に準じる。
- ～2) 2ストローク車両(GP125)車両は、MFJ国内競技規則 付則7 GPフォーミュラ技術仕様 第9項 J-GP3クラス2ストローク車両の技術仕様に準じる。
- ～3) **リアセーフティーライトを装備しなければならない。**

第3条 JP250車両規定

- ～1) MFJ国内競技規則 付則11 JP250技術仕様に準じる。
- ～2) タイヤはダンロップのワンメイクタイヤのみ使用することができる。(詳細はMFJ国内競技規則参照)
※【補足】2025年よりワンメイクタイヤは「KR410」へ変更する。
ただし、2025年に限りα13-SP(F・Rともに)を使用することができる。
- ～3) **リアセーフティーライトを装備しなければならない。**

第4条 CBR250R DreamCup/ CBR250RR DreamCup車両規定

以下を除いてホンダオフィシャルウェブサイト内、2025年CBR250R DreamCup技術仕様、並びに2025年CBR250RR Dream Cup技術仕様に準ずる。

掲載ページアドレス：<http://www.honda.co.jp/HRC/event/>

- ～1) **タイヤ規定**
レーシングレインタイヤの使用を認める。
※【補足】2025年よりワンメイクタイヤは「KR410」へ変更する。
ただし、2025年に限りα13-SP(F・Rともに)を使用することができる。
- ～2) タイヤウォーマー
鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則 第1章 基本事項 第20条 ～7) に準ずる。

第5条 タイヤマーキング規定

ST1000/ST600/JP250/ CBR250R Dream Cup/ CBR250RR Dream Cupのドライタイヤマーキングについては公式車検時に実施する。使用するドライタイヤを車検時間内に車検場へ持ち込み、車検員に申し出てマーキングを受けること。ドライタイヤは競技車両に装着されていても単体で持ち込んでも構わない。

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頭部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの などに對しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市種生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

TEL:059-226-5161 FAX:059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一部

TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ

～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1. 事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。利用記録がなければ保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。ただし、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2. ご請求書類

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から負傷された皆様へ、保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）より、ご請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、主催者にご連絡いただきお取り寄せください。



3. ご請求手続き

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は完治する前でもご請求ください。ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



4. 保険金振込

保険会社に書類が到着し不備がなければ、通常 10 日ほどでご指定いただきました口座に保険金が振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405

営業時間 : 10:00～16:00

2 輪エアバッグ式プロテクション普及促進策（割引制度）について

ホンダモビリティランド株式会社 鈴鹿サーキットでは、モータースポーツの安全性向上の為に、毎年設備改修を行い、事故の発生そのものを防ぐとともに、参加者皆様への啓蒙活動として走行前ミーティングやウォームアップ走行等を取り入れ、安全向上に力を注いでおります。

さらに、転倒発生時におけるライダーの負傷を少しでも軽減させる安全対策として、2010 年からロードレース安全装備品の推奨装備として「エアバッグ式プロテクション」を認定し、**2022 年よりエアバッグ式プロテクションを装着したレース参加者には、エントリー料から 2,000 円分を割引いたします。**

エアバッグの普及により、より安全にロードレースがお楽しみいただける環境を構築できるものと考えております。

運用方法につきましては以下の通りでございます。

■対象エアバッグ式プロテクション

無限電光、Greedy、クシタニ、RS タイチ、HYDO、SKY、スズキビジネス、キジマ、ゴールドウィン、SPIDI、PRIDEONE、各社で製作され頸部を保護するものとします。

割引サービス対象商品に関しては以下 URL、「2 輪エアバッグ式プロテクション普及促進策（割引制度）について」をご確認ください。

割引サービス対象商品リストに掲載のない商品の使用に関しましては、お問合せください。

<https://apps.mobilityland.co.jp/info/download/nh6HIJ>

■割引適用方法

- ① エントリーの際、フォーム内の着用に関する項目にチェックの上、メーカー・商品名を記入してください。
- ② エントリー料金お支払い時に 2,000 円割引いたします。
- ③ 公式車検にて車両仕様書とエアバッグ式プロテクション本体を持参してチェックを受けてください。
※装備品申告書で申告する場合は装備品申告書に必ず必要事項を記入してください。
- ④ 公式予選・決勝レースではエアバッグ式プロテクションを必ず装着してください。
※着用が確認できない、正しく装着されていない場合、2,000 円の割引分を徴収いたします。

※満 22 歳以下および満 55 歳以上の参加者は、エアバッグの装着が義務となっております。

なお、義務化によって発生する経費負担増に伴う支援は別途詳細にて案内いたします。

※2026 年 1 月 1 日より、エアバッグ装着義務対象年齢を「30 歳以下および 50 歳以上」へ拡大いたします。